（後期版）

令和７年度

与那原町放課後子ども教室

（きら☆きらり子ども教室）

申込・登録の手引き

与那原町教育委員会　生涯学習振興課　（TEL）098−871−9981

もくじ

1. はじめに

(ア) 与那原町放課後子ども教室とは ・・・ P.1

(イ) ご留意いただきたいこと ・・・ P.1

(ウ) 児童館・学童クラブとの違い ・・・ P.2

2. 登録・変更・退室について

(ア) 参加費用・対象児童・注意点 ・・・ P.3

(イ) 登録 ・・・ P.4

(ウ) 変更・退室 ・・・ P.4

3. 実施概要

(ア) 実施学校 ・・・ P.5

(イ) 実施日時 ・・・ P.5

(ウ) 活動場所 ・・・ P.5

(エ) 活動内容 ・・・ P.5

(オ) 参加・帰宅方法 ・・・ P.5

(カ) 保護者の方へのお願い ・・・ P.6

(キ) きら☆きらりこどもきょうしつのおやくそく ・・・ P.6

4. 資料

(ア) 放課後子ども教室Q&A ・・・ P.7

(イ) 事故・体調不良や災害時など緊急時の対応 ・・・ P.8

(ウ) 放課後子ども教室の保険で補償される事故 ・・・ P.9

1. はじめに

（ア） 与那原町放課後子ども教室とは

「地域の子どもたちは地域で育てる」を目的に、地域の大人たち（ボランティアスタッフ）の協力のもと、子どもたちが自主的に過ごす「居場所」を提供する事業です。

与那原町教育委員会生涯学習振興課が学校と地域と連携し、放課後の空き教室を活用し事業を行っています。

（イ） ご留意いただきたいこと

①与那原町放課後子ども教室（以下、放課後子ども教室）は、子どもたちに放課後の「居場所」を提供する事業です。お子さんをお預かりする事業ではありません。児童館や学童クラブとは、事業の性質が異なります。詳しくは次ページをごらん下さい。

②放課後子ども教室に参加ご希望の場合は、お子さんの自主性を尊重した上で、保護者の判断（決定と自己責任）で参加させてください。

③放課後子ども教室は、午後5時までとなっております。それ以降の個別の下校指導、帰宅時間の管理、下校時の付き添いや集団下校などの対応は行っておりません。

④活動場所や開催時間は日によって異なることがあります。

⑤この手引きをお読みいただき、「参加方法・過ごし方・緊急時の対応等」について、必ず確認した上で、申込を行ってください。

（ウ） 児童館・学童クラブとの違い

	放課後子ども教室	児童館	学童クラブ
どんなところ？	地域のボランティアスタッフで、子どもたちの安心・安全な「居場所」を提供する事業です。	18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、子ども達を心身ともに健やかに育成する場所です。	保護者が就労等により放課後の時間帯に監護ができない子どもを対象に、指導員が保護者に代わって、生活指導や育成をする場所です。
いつやっているの？	月水金に開催予定 （金は13時半～16時） 帰りの会終了後～午後5時まで（2時間程度）	【月～土】午前10時～午後6時 ※祝日はお休みです。	【平日】放課後～午後7時 【学校のない日】学童クラブごとに異なります。
誰が参加できるの？	実施小学校に通学する子どもたち 利用要件：あり 定員：なし ※場合により制限あり	町内在住の子どもたち（0～18歳未満） 利用要件：5歳未満は保護者同伴 定員：海風85名 あかぎ100名	町内在住の小学生 利用要件：あり 定員：施設毎にあり
事前登録が必要なの？	事前登録が必要です。	事前に児童館利用登録カードの作成が必要です。	事前登録が必要です。状況によっては、待機児童となります。
お金は掛かるの？	保険料＋材料費＋受講料 2,500 円（保険 800 円、材料費 700 円、受講料 1,000 円） ※クッキングに関しては、別途500円お金を徴収します。	行事等を除き、特にお金はかかりません。	保育料やおやつ代等の負担（1年生の平均月額 13,500 円）があります。
学校終了後、直接参加できるの？	直接参加できます。また、一度帰宅してからの参加もできます。（受付制）	必ず、一度帰宅してから遊びに来てください。	学童クラブのバスが小学校までお迎えします。※一部、お迎えなし
大きな違いは？	子どもたちは自主的に過ごします。**お子さんをお預かりする事業ではありません。** 基本的に、生活指導や育成は行いません。	児童館は自由来館ですが、お子さんをお預かりする施設ではありません。 必ず保護者と来館する約束をして利用をお願いします。	指導員が指導計画等にそって適切な遊びを与えながら、育成を行います。また、子どもたちの出欠確認を行います。
問合せ先	生涯学習振興課 （871-9981）	子育て支援課 （945-6520）	

2. 申込・変更・退室について

（ア） 参加費用・対象子どもたち・注意点

① 後期からの参加の方： 2,500 円

保険料 800 円（年度内有効） ＋ 材料費 700 円 ＋ 受講料 1,000 円＝ 2,500 円

② 前期から参加している方： 1,700 円

材料費 700 円 ＋ 受講料 1,000 円＝ 1,700 円

※保険料年度途中からのお申込の場合でも、同額です。

※保険期間は、当該年度の加入日～3月31日までです。

③ 対象となる子どもたち

実施学校に通う小学生

④ 注意点

放課後子ども教室は限られたスタッフで運営しているため、基本的に参加している子どもたちひとりひとりへの個別の対応を行うことはできません。また、特別な支援が必要な子どもたちに対応できる専門職員もおりません。お申込みにあたって以下の内容を必ず確認して下さい。

参加ご希望のお子さんは

- ☑ 集団の中で自主的に過ごすことができる
- ☑ 大人（ボランティアスタッフ）の言うことが理解できる
- ☑ 教室、学校のおやくそく（ルール）を守ることができる
- ☑ 自分で登下校ができるか、時間内に保護者等が迎えに来ることができる

※上記条件に合わずやむなくお子さんの預かりが必要な方は、

学童等への申し込みをお勧めします。

（イ） 登録

※保険加入手続きや登録名簿の作成等を行いますので、事前登録が必要です。

※毎年度、登録手続きが必要です。

① 登録方法 ： 登録届に必要事項を記入し、登録届けの控えを必ず受け取ってください。

② 受付日時 ： 開庁日の午前9時 ～ 午後5時 ※昼休み（正午～午後1時）を除く

③ 受付場所 ： 生涯学習振興課窓口（与那原町役場2階）

④ 提出物 ： 登録届

⑤ オリエンテーション日時 ： **10月1日（水）コミュニティーセンター17時～18時**

※受付番号が記載された登録届の控えを持参し、必ず参加してください。参加費用、各講座費も徴収します。各講座の定員を超えた場合、抽選となりますので、ご了承ください。

受付期間 ： **9月 1 日（月） ～9月26日（金） の平日**

※先着10名限定です。お早めにお申し込みください。

※教室登録人数によっては申し込みをお断りする場合もございます。

（ウ） 変更・退室

登録内容に変更がある・放課後子ども教室の利用をやめる場合は、速やかに生涯学習振興課窓口にて「変更・退室届」に必要事項を記入し、ご提出下さい。

※1か月以上講座に、参加しない場合、または、教室に来ていない場合は、担当との相談のうえ、届け出のご提出を、お願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

3. 実施概要

(ア) 実施学校

与那原小学校・与那原東小学校

(イ) 実施日時

毎週月、水、金を実施予定

※祝日、年末年始、夏休み等の長期休暇で学校が休みの日については放課後子ども教室の実施もありませんのでご注意ください。また、急きょ都合により休止する場合もあります。その際は与那原町放課後子ども教室のLINEにより変更についてお知らせします。

各学年の帰りの会終了時刻 ～ 午後5時までの2時間程度（午後5時には部屋の鍵を閉めます）

(ウ) 活動場所

【与那原小学校】 コミュニティーセンター及びコミュニティールーム（体育館1階）

【与那原東小学校】 地域連携室（体育館となり）

(エ) 活動内容

参加する子どもたちが、自主的に過ごします。

※基本的に子ども同士の活動をスタッフが見守ります。スタッフが遊んでくれる場所ではありません。個別の対応も行いません。

(オ) 参加・帰宅方法

① 参加方法

・放課後子ども教室の活動場所へ自分で移動（一度帰宅してからも参加できます。）

・教室入口の受付簿に名前を記入して、入室してください。

・荷物を決められた場所へ置き、その日の活動場所で自主的に過ごします。

② 帰宅方法

・退室の受付をして帰ります。午後5時まで参加できますが、それ以前に帰宅することも可能です。（帰るときは大人の人に声をかけて帰宅してください）

※冬は暗くなる時間が早いため、早めに帰宅の声かけを行います。

※登下校が心配な場合は、保護者等がお迎えに来ていただくことをお勧めします。

（カ） 保護者の方へのお願い

① お子さんの万が一の事故や急病の場合にそなえ、登録届に記載された保護者連絡先、緊急連絡先は必ず電話に出られるようにしておいてください。生涯学習振興課・与那原町コミュニティーセンターの電話番号を登録するなどの対応をお願いします。

② 緊急の際には、子どもたちの引き取りをお願いすることがあります。仕事等によりすぐに迎えることがむつかしい場合には、代わりに子どもたちの引き取りができる方（親族など）にお願いしておくようにしてください。

③ 放課後子ども教室は子どもたちが楽しく、安全に放課後を過ごすための場所です。教室での約束は守る、他の子どもたちの安全をさまたげないなど、子どもたちが安心・安全に過ごせるよう、各ご家庭でもお子さんへご指導ください。他の子どもたちの安全が確保できないと判断した場合は教室からの退出を求めますのでご了承ください。

④ 放課後子ども教室は預かりを行う事業ではありません。開催中に、一定時間以上教室から離れた場合も、退室し帰宅したものとみなしますのでご了承ください。

（キ） きら☆きらりこどもきょうしつのおやくそく

子どもたちに守ってもらいたいおやくそくがあります。

- げんきにあいさつしましょう
- くつやランドセルはきちんとならべましょう
- きょうしつにはいるときは、うけつけをしましょう
- みんなでじゅんび、かたづけをしましょう
- **トイレやおそとにいくときは、おとなのひとにこえかけをしましょう**
- おともだちとなかよくすごしましょう
- きょうしつ、またはがっこうのものはたいせつにつかいましょう
- **かえるときはおとなのひとにこえをかけて、うけつけをしてからかえりましょう**

4. 資料

(ア) 放課後子ども教室 Q&A

Q1.「見守り」とは具体的にどのようなことですか？

A.　子どもたちが自主的に過ごす中で、危険な行為がないよう、スタッフが子どもたちの活動を見守りながら、声かけなどを行います。

Q2.通学している小学校以外の放課後子ども教室にも参加できますか？

A.　できません。お子さんが通っている小学校の放課後子ども教室に参加してください。（指定学区以外の小学校に通っている場合も、通学している小学校の放課後子ども教室に参加することになります。）

Q3.一度帰宅してから参加することはできますか？

A.　できます。

Q4.開催時間の途中で帰ることはできますか？

A.　できます。退室時間については、事前に保護者とお子さんでよく話し合って決めてください。教室から離れ一定時間戻らない場合も退室帰宅したものとみなします。また、お子さんが自主的に帰宅する場合も教室への引き留めは行いません。

Q5.遊具を持参してもいいですか？

A.　ゲーム機やカードゲームを含む遊具を持参することはできません。禁止物・禁止事項などについては、学校のルールに準じます。教室内で使用するものについてはこちらで用意したもののみとします。（部活で使用するボール等の持ち込み使用も禁止です）

Q6.一度帰宅した場合は自転車で来てもいいですか？

A.　放課後子ども教室における禁止物や禁止事項は、学校のルールに準じますので、自転車で来ることは禁止します。

Q7.活動場所は毎回同じ教室ですか？

A.　放課後子ども教室は、学校運営に支障がない教室などを利用して実施する事業です。状況に応じて、活動場所が変更となることがあります。変更となる場合は、与那原町放課後子ども教室のオープンチャット等でお知らせします。

Q8. スポーツ少年団等で別の保険に加入していますが、放課後子ども教室でも保険に加入する必要はありますか？

A.　参加しているスポーツ少年団等で保険に加入していても、放課後子ども教室参加中の事故が対象になるとは限りません。必ず教室の保険に加入していただくようお願いします。

Q9. 放課後子ども教室の参加について質問がある場合、どこへ連絡すればいいですか？

A.　放課後子ども教室は、学校とは別の事業ですので、与那原町教育委員会生涯学習振興課までお問合せ下さい。電話番号等はこの手引きの最終ページをご確認下さい。

（イ）事故・体調不良や災害時など緊急時の対応

安全については十分に配慮しますが、子ども同士が遊ぶ中での怪我は避けられないことがあります。万が一の事故や急病の場合には、怪我や病気の程度に応じて、医療機関に連れて行くなど、適切な対応を行うとともに保護者（または緊急連絡先）に連絡しますので、速やかにお迎えに来てくださいますよう、ご協力よろしくお願い致します。また、連絡が取れない場合は、ボランティアスタッフの判断により、医療機関に連れて行くこともありますので、ご了承ください。

※基本的に、ボランティアスタッフは医療行為を行いません。
※怪我や体調不良の場合には、ボランティアスタッフが医療行為以外の処置を行うことがありますので、ご了承ください。
（例）夏場に熱中症が疑われる場合、経口補水液を飲ませる等
　　擦り傷、打ち身の軽傷に関しては、冷やす等
※伝染性の感染症にかかったときは、学校への通学が許可されるまで参加できません。
※放課後子ども教室参加中や帰宅中の怪我で医療機関にかかった場合、保険での対応が可能です。

（ウ）放課後子ども教室の保険で補償される事故

※放課後子ども教室では「スポーツ安全保険」に加入しております。補償の対象となる活動などは下記のとおりです。

1．スポーツ安全保険とは
　スポーツ安全保険にはスポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュアの団体・グループ（以下「団体」と表記）が対象となります。
　家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は対象となりません。

【傷害保険】急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償
【賠償責任保険】他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償
【突然死葬祭費用保険】突然死（急性心不全、脳内出血による死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

〇対象となる事故の範囲
【団体での活動中】加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故
【団体活動への往復中】加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故
※学校教育法に基づく学校の管理下の児童、生徒等の活動は対象外です。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2．補償期間
加入手続日の翌日0時から令和8年3月 31 日 24 時までの期間。（加入手続日とは掛金払込みが完了した日）

3．加入区分・掛金・補償金
【加入対象者】子ども
【補償対象となる団体活動】スポーツ活動、文化・ボランティア・地域活動
【年間掛金】800円／人
【補償金】死亡：2,000 万円
　　後遺障害（最高）：3,000 万円
　　事故の日からその日を含めて180日以内：入院日額4，000円・通院日額 1,500 円

4．保険金が支払われない主な場合（傷害保険）
（1）次のような事由により生じた傷害
　① 被保険者や保険金受取人の故意又は重大な過失
　② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転。
　③ 被保険者の脳疾患、疫病（心臓疾患を含む。）、心神喪失
　④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療行為（保険金が支払われるケガを治療する場合を除く）
　⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象外となります。
（2）むち打ち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
（3）学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害
（4）ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
（6）次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません
　① 急性心不全、脳内出血などの突然死
　② 急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
　③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など
（7）日本国外での事故および補償期間外に発生した事故

など

5．事故のときは
　事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

与那原町教育委員会　生涯学習振興課

（与那原町役場庁舎　2階）

（TEL）098－871－9981

（FAX）098－944－3365

（Email）gakushin@town.yonabaru.lg.jp